

まえばしスポーツ・文化クラブ団体登録運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、スポーツ・文化に関する専門的な知識や経験、技能等を有する団体を登録することにより、中学生のスポーツ・文化活動の推進を図るため、まえばしスポーツ・文化クラブ（以下「クラブ」という。）に、団体登録（以下「団体」）を設置し、適切なスポーツ・文化活動の場を提供できる体制を確立するものとする。

(団体登録)

第2条 団体登録については、前橋市内で中学生の活動をする、次の要件を満たす団体とする。

(1) 団体登録の要件

- ア 団体規約（代表者、活動の目的や方針、会費、活動中の事故等の対応を明確化）を定めている。
- イ 適切な休養日（平日は少なくとも1日、土・日曜日は少なくとも1日、週末に大会参加等で活動の場合は代替休養日を設定）を定めている。
- ウ 活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）は3時間程度とし、合理的でかつ効果的な活動を行っている。
- エ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している。
- オ 専門知識や技能を有する指導者を備えている。指導者は原則下記（ア）～（エ）のいずれかに該当することとする。
 - （ア） 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者を有する者
 - （イ） 教員免許を有し、部活動の指導実績または競技・活動実績がある者
 - （ウ） 部活動指導員及び部活動指導協力者
 - （エ） 文化団体等に所属し、指導実績または活動実績がある者
- カ 指導者や参加生徒等は、自身の怪我等を保証する保険や個人賠償保険に加入している。
- キ 非営利目的の活動をしている。

（注）非営利とは、利益を上げていないという意味ではなく、利益を得ても構成員に分配せず、組織の活動目的を達成するための費用に充てることを指す。

(2) 登録の方法

団体登録申請書（様式第1号）により申し出があり、クラブの審査に合格した団体を登録する。なお、団体登録申請書には、団体の規約を添えることとする。

(3) 登録期間

登録の期間は登録をした日から1年を経過する日の属する年度末までとする。

(4) 登録の更新

ア 登録の更新は期間満了日までに団体の役員・指導者がクラブの主催する指導者講習会を受講していることでさらに1年間更新されるものとする。

イ 登録団体は、期間満了日までに団体活動実績報告書（様式第4号）をクラブに提出する。

(5) 登録事項の変更

登録期間中において、登録内容に変更が生じた場合は直ちにクラブに連絡をする。

（活用と処遇）

第3条 団体の活用と処遇については、次のとおりとする。

(1) 登録団体の照会

ア クラブは個人等の要請に応じて、目的とする団体を紹介する。

イ クラブが紹介した団体は、要請に応じて十分な打ち合わせを行い、円滑で効果的なスポーツ・文化活動が行えるようにする。

(2) 団体情報の掲載

ア 登録団体のうち、希望団体を対象とし、団体登録の利用促進を目的に、クラブが効果的であると認めた団体の情報を掲載することができる。

イ 団体情報掲載申請書（様式第2号）により、掲載を希望する事項を申し出ることによって情報の掲載に同意したこととする。

ウ 掲載事項に変更が生じた場合や、掲載事項の削除を希望する場合、団体情報掲載事項変更・削除申請書（様式第3号）にて申し出ることによって掲載情報の変更及び削除をする。

（登録の取り消し）

第4条 登録団体として不適当と認められた場合は、クラブはその団体の登録を抹消することができる。

附 則

この要項は、令和6年7月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年6月26日から施行する。